

☆ 病弱・身体虚弱のある子どもの理解

在籍する子どもの病気や入院が分かったら

1 在籍する子どもの病気や入院が分かったら

- 保護者から情報を得る【病状、治療期間、病院名 等】
- 医療機関からの情報も欲しい場合には… → 保護者の了解を得て、医療機関と連絡を取り、主治医等との面談を行ったり、カンファレンスに参加したりする
- 本人・保護者の学習や生活への思いや不安を聴き、相談支援を行う
- 校内の関係者間での共通理解を図る【管理職、担任、副担任、養護教諭、学年の教員、特別支援教育コーディネーター 等】

2 本人や保護者の意向、病状や治療期間等を把握したら

- 教育的ニーズと、それに応じた支援や配慮を検討する
- 学校として行う支援や配慮の例などについて知りたい場合には… → 市町村教育委員会、教育事務所、特別支援学校（病弱）、特別支援教育センターに相談する → 学校や関係機関によるケース会議を実施し、支援や配慮を検討する（保護者が参加しない場合、後日、内容を確認してもらう）
- 実施する支援や配慮を決めた場合には… → 本人・保護者に支援や配慮の内容を伝え、確認してもらう
- 適宜、本人・保護者への相談支援を継続する
- 校内や関係機関の担当者の役割分担を明確にするとともに、情報を整理して記録しておく

※ 市町村教育委員会や教育事務所等に連絡をし、関係機関が連携して支援する体制を整えることも大切です

3 通学しながらの治療、入院しての治療の際には

通学しながらの治療

- 適宜、本人・保護者への相談支援を継続する
- 校内の教職員間で病状や支援等についての共通理解を図る
- 保護者と日常的に連絡を取り、学校での様子を伝えたり、支援等の確認をしたりする
- 学級等の児童生徒に病状等をどのように伝えれるかを本人・保護者と相談・確認する
- 必要に応じて、運動制限や食事制限等に対応する
- 通院等による遅刻早退や欠席がある場合は、学習内容を伝えたり、課題を準備したりする
- 必要に応じて、感染症対策を行う
- 必要に応じて、係活動や学校行事の参加方法等を本人・保護者と確認する

入院しての治療

- 適宜、本人・保護者への相談支援を継続する
- 校内の教職員間で病状や入院中・退院後の支援等についての共通理解を図る
- 病室を訪問し、学習指導を行ったり、課題等を届けたりする
- 退院後の支援等について本人・保護者、医療機関から情報を得る
- 特別支援学校（病弱）がある（または隣接する）病院への入院が一定期間以上となる見込の際には、入院期間中、特別支援学校に転学し教育を受けることができることを本人・保護者に伝え、意向を確認する